

レジュメ

日本国憲法における家族と個人－夫婦同氏制の問題を契機として

《パネルディスカッション》日本国憲法における結婚観・家族観とは？

1 日本国憲法における特定の結婚観・家族観を決定する法的な仕組み

(1) 夫婦同姓に関する裁判

①第一次訴訟（平成27年12月16日大法院決定）

②第二次訴訟（令和3年6月23日大法院決定）(①に「徴する」決定)

(2) 判断の実際のプロセス(第一次訴訟の場合)（裁75条の制限:合議の秘密保持に留意）

① 上告事件の配点:第三小法廷 審議(裁判長), 事件記録等は5人だけ

② 三小:憲法違反などに対する判断→大法院へ 受入審議

③ 裁判長(長官)の訴訟指揮

④ 15人各自が記録検討(約2か月)

⑤ 大法院評議

a 暫定的意見（多数意見と少数意見, 未定などの区別）（結論による分類）

b 評議 数回（10か月ほど）15人が一致したとき／意見が分かれたとき

⑥ 夫々の起案 法廷意見(10人)は共同作業(裁判長を調査官が補助する)

個別の意見；各自, 昼と夜の仕事とのバランス

約3か月で各自完成の一步手前の段階に（いわばβ版）

⑦ 期日指定 弁論期日→評議 判決確定

⑧ 判決言渡

(3) 評議において裁判官の意見が一致しないとき（ケースバイケースだが……）

評議期日 裁判長の論点整理 とくに希望する者の発言

評議期日外 個人対個人

同じ意見の内部での意見交換

対立意見の裁判官との意見交換

2 大法院評議から生まれる憲法の最終解釈（とくに価値観, 結婚観, 家族観に絡む問題）

《疑問1》裁判官の成育歴, エリートとしての生活環境, 結果として多様性の欠如

《疑問2》裁判官15人の男女の比率

《疑問3》従来の価値観で対応できた紛争解決の限界

裁判官の年齢構成（高齢者という理由だけで不適切になるわけではない）

3 そういう現場で仕事をしてきた自身の反省

《反省1》大法院における評議の空洞化・形式性（小法廷との対比）

《反省2》裁判手続に対する市民の関与（裁判の可視化）の重要性

4 第三次訴訟への期待

以上